標準的評価方法基準

Evaluation Methods Standards

ディスポーザ排水処理システム

Wastewater Treatment System with Garbage Disposer

BLE WG:2005②

２００５年１２月２８日公表・施行

財団法人 ベターリビング

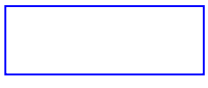

―――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　次

標準的評価方法基準
ディスポーザ排水処理システム

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法
Ⅱ．要求性能
1．住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
(1.2.4 火災に対する安全性の確保)
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 ディスポーザ排水処理システムのライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2．供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3 情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ．附則

標準的評価方法基準
ディスポーザ排水処理システム

Ⅰ．総則

1.適用範囲

住宅の台所シンクに取り付けた電動機を動力とするディスポーザ本体と、それによって生ごみを破砕したディスポーザからの排水を含む台所流し排水を専用の排水配管によって排水処理装置に導き、処理してから放流するシステムに適用する。

2.用語の定義

a) 生ごみ：残飯、麺類・野菜類・果実類・肉類・魚類などの調理くず、茶殻などをいう。

b) ディスポーザ：水を流しながら生ごみを破砕して排水管に流し出す器具で、家庭用に設計・製造されたものをいう。

c) 連続投入式ディスポーザ： 生ごみを破砕室へ連続的に投入しながら破砕する方式のディスポーザをいう。

d) 一括投入式ディスポーザ： 生ごみをまとめて破砕室へ投入してから破砕するもので、投入口の蓋（ふた）をしないとスイッチが入らない構造のものをいう。「バッチ式ディスポーザ」とも称する。

e) スプラッシュガード：破砕物と水が飛び出すのを防ぐと同時に、投入口から指等が可動部に容易に接触しないように防止する防護板をいう。

f) 破砕室：生ごみを投入し破砕させる部位をいう。

g) 標準生ごみ： ディスポーザの性能試験に使用する試験用の生ごみをいい、その組成及び調整方法は、(社)日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」の「資料３」及び「資料４」による。

h) 噛み込み：生ごみを破砕中に破砕物等が詰まったり、回転中のターンテーブルが停止したり、或いはハンマ等が作動しなくなる状態をいう。

i) 処理対象外品：ディスポーザに投入してはいけないものをいい、ディスポーザで破砕処理できず故障の原因となるもの、破砕はできるがディスポーザ内部に残るもの、ディスポーザや配管を傷めるもの及び排水処理装置の機能に支障を与えるものがある。

j)取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

k)消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能･性能を維持するために交換を前提としているもの。

l)メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持･保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持･保守に加え、製品の破損･故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

m)インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3.部品の構成

a）標準的な構成は表－１による。（図－１参照）

構成部品	構成の別 注)	備　考
ディスポーザ及び同付属品*1	●	＊１ ディスポーザの付属品とは、投入口蓋、スプラッシュガードなどのうち、機能上必須となるものを指す。 ＊２ 「排水処理装置」とは、排水処理槽及び排水処理を行うための装置全てを指す。ただし、排水処理槽が鉄筋コンクリート製の場合は、構成部品には含まないものとする。 ＊３「排水処理装置の付属品」とは、排気処理装置、排気筒などのうち、機能上必須となるものをいう。 ＊４ 防振継手を含む。 ＊５ 自動給水装置とは、給水栓、給水スイッチ、逆止弁などを指す。
排水トラップ	●	
排水処理装置*2	●	
排水処理装置の付属品*3	○	
排水管、通気管、継手類*4	△	
自　動　給　水　装　置　*　5	△	
ディスポーザ起動スイッチ	△	

注)構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

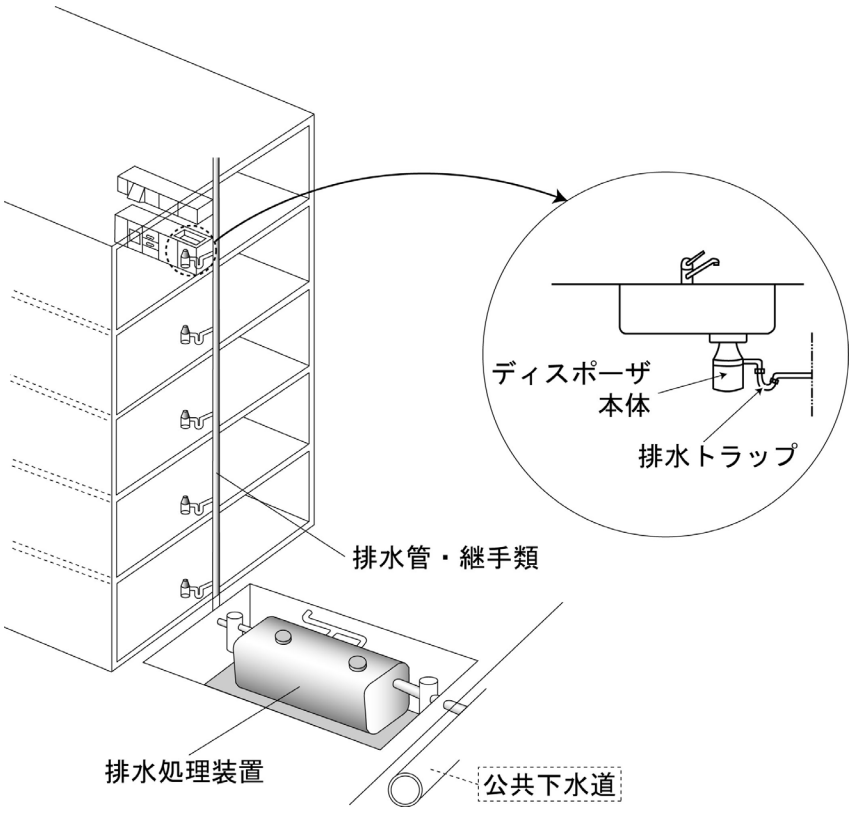

図－１ システムの構成例(下水道整備地域対応の場合)

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工は、原則として次による

1）ディスポーザから排水処理装置までの全ての構成部品の加工・組立・取付

2）構成部品間の配管・配線の接続

6. 寸法

ディスポーザは、BL認定されたキッチンシステムのシンクの排水口に取り付けられる寸法・形状を有すること。なお、取り付けに際して寸法調整のための付属部品を使用しても良い。

Ⅱ．要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a）破砕物の排出性

取扱説明書に記載された給水量および給水時間で、標準生ごみ250ｇを処理した後に、破砕室、スプラッシュガード裏側及び排水トラップ内の３回平均の残さの質量（湿重量）が生ごみ投入量の５％以下(質量12.5ｇ以下)であること。

＜試験：BLT WG-01「破砕物の排出性試験」＞

b）搬送性

取扱説明書に記載された給水量および給水時間で、標準生ごみ250ｇを連続５回処理した後に、試験用排水管路内の残さの質量（湿重量）が1.0ｇ以下であること。

＜試験：BLT WG-02「搬送性能試験」＞

c）清水による排水性能

シンクにディスポーザ及び排水トラップを取り付けて投入口を密閉し、シンクに20Ｌの清水を満たし、密閉した投入口を開けた時点からシンク内の清水がなくなるまでの排水時間が、60秒以内であること。

＜試験：BLT WG-03「清水による排水性能試験」＞

d）各部の水密性

1）接続部の水密性

シンクとディスポーザ並びにディスポーザと器具排水管との接続部は、「シンクの満水性試験」を行い、各部からの水漏れがないこと。なお、当該試験は、「ディスポーザの耐久性試験」を実施後に行うものとする。

＜試験：JIS A 4420：1998（キッチン設備の構成材）の8.26「シンクの満水性試験」＞

2）ディスポーザの水密性

ディスポーザの投入部上面に10kPaの水圧を加え、１時間放置して、ディスポーザからの漏水がないこと。なお、当該試験は、「ディスポーザの耐久性試験（BLT WG-07）」を実施後に行うものとする。

＜試験：BLT WG-04「ディスポーザの水圧試験」＞

e）騒音及び振動

ディスポーザ運転時の騒音は、以下の1)又は2)の何れかに適合すること。また、振動については、3)

1) 取扱説明書に記載された給水量で、標準生ごみ250ｇを処理させているときのキッチンキャビネット及び全ての室境界面から１ｍ以上離れ、かつ相互に１ｍ以上離れた５点の音圧レベル等を求めた上で、1/3オクターブバンドＡ特性音響パワーレベルを求め、その値が、83dB以下であること。＜試験：BLT WG-05「ディスポーザの発生音試験」＞

2) 残響室、無響室又は半無響室において、取扱説明書に記載された給水量で、標準生ごみ250ｇを処理させているときの運転騒音は、JIS Z 8734:2000「音圧法による騒音源の音響パワーレベルの測定方法―残響室における精密測定方法」もしくは、JIS Z 8732:2000「音圧法による騒音源の音響パワーレベルの測定方法―無響室及び半無響室における精密方法」に基づく測定方法で騒音試験を行い、試験体から１ｍ離れた地点で、1/3オクターブバンドＡ特性音響パワーレベルからＡ特性音響パワーレベルを求め、その値が、83dB以下であること。また、1／3オクターブバンド音響パワーレベルが、特定の周波数帯域で卓越する値（隣接する周波数帯域でのレベル差が15dB以上）を示さないこと。

＜試験：JIS Z 8734:2000「音圧法による騒音源の音響パワーレベルの測定方法―残響室における精密測定方法」、又は、JIS Z 8732:2000「音圧法による騒音源の音響パワーレベルの測定方法―無響室及び半無響室における精密方法」＞

3) 振動

取扱説明書に記載された給水量で、標準生ごみ250ｇを処理させているときのシステムキッチンを取り囲む試験床版上の４点の振動加速度レベル等を求めた上で、1/3オクターブバンド加振力レベルを求め、その値からモデル下室への放射音のA特性音圧レベルを求め、その値が、30dB以下であること。また、1／3オクターブバンド加振力レベルが最大値である周波数帯域と隣接する周波数帯域でのレベル差が15dB以上を示さないこと。＜試験：BLT WG-06「ディスポーザの発生振動試験」＞

f) 操作性

ディスポーザの運転操作方法並びに運転操作のための表示は、わかりやすいこと

g) 排水処理能力

下水道整備地域対応の場合、排水処理槽の排水処理能力については、（社)日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」の適合評価等を受けたものであること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) FRP製排水処理槽の構造耐力度

1) 集合住宅用のFRP製等のプラスチック系材料の排水処理槽の構造耐力は、(財)日本建築センターの「浄化槽及びFRP製建築物等の構造耐力」の評定を受けたもの、又は同等以上の構造耐力を有すると判断されるものであること

2) 戸建住宅用のFRP製等のプラスチック系材料の排水処理槽の耐圧強さは、「耐圧強さ試験」を行い、全測定点について次のいずれの式も満足すること。

＜試験：JIS A 4101:1994(ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品)の5.6＞

$$|\sigma_{tx}/f_t| + |\sigma_{bx}/f_b| \leqq 1.0$$

$$|\sigma_{ty}/f_t| + |\sigma_{by}/f_b| \leqq 1.0$$

σ_{tx}、σ_{ty}：引張応力（N/cm^2）
σ_{bx}、σ_{by}：曲げ応力（N/cm^2
f_t：引張りの(短期)許容応力（N/cm^2）
f_b：曲げの(短期)許容応力（N/cm^2）

b）処理槽のマンホール蓋及びチェッカープレートの強度

処理槽のマンホール蓋の強度は、耐荷重試験及び残留たわみ試験を行い、安全荷重の4倍未満で割れやひびが生じず、かつ安全荷重を１分間加え、除荷後のたわみ量は、マンホール枠内径の0.2%以下であること。また、チェッカープレートについても耐荷重試験を同様の試験方法で行い、安全荷重の4倍未満で割れやひびが生じないこと。

＜試験：(社)浄化槽システム協会の浄化槽用マンホール蓋規格の6.1、6.4＞

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a）ディスポーザのモータ回転部が容易に触れられない構造であること。

b）ディスポーザの作動中に破砕生ごみが投入口から飛び出すことを防止できるものであること。

c）ディスポーザの安全装置

1）過負荷保護装置のリセットボタンは、キッチンキャビネット内の物を出し入れする際に誤って押されないような位置又は構造であること。

2）各々の安全装置は、手動によってのみ復帰が行われ、自動復帰しない構造であること。

d）誤作動による運転を防止する対策が講じられていること。

1）連続投入式ディスポーザの場合、チャイルドロック等を設けるか、幼児の手が届かない位置にスイッチを設けること。

2）一括投入式ディスポーザで投入口の蓋（ふた)の取り付け状態の検知が磁気検知になっている場合は、取扱説明書等に磁気を発するものを近づけない旨のことが明記されていること。

e）排水処理槽のマンホールふたは、工具等の道具を用いないと開けられないものであること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a）自動給水装置の逆流防止性能及び負圧破壊性能

自動給水装置には、以下の性能を満たす逆流を阻止するための機構(例；逆止弁、バキュームブレーカ等)を有すること。

1）逆流防止性能

「逆流防止性能試験方法」による試験を行い、流入側への水漏れ、変形、破損その他の異常がないこと。なお、当該試験は、「ディスポーザの耐久性試験」を実施後に行うものとする。

＜試験：JIS S 3200-4：1997(水道用器具―逆流防止性能試験方法)＞

2）負圧破壊性能

「負圧破壊性能試験方法」による試験を行い、水位上昇が75㎜を超えないこと（複数の逆流を阻止するための機構を有する場合は、それらをセットした状態で試験を行っても可）。なお、当該試験は、「ディスポーザの耐久性試験」を実施後に行うものとし、バキュームブレーカを用いない場合も実施する。

＜試験：JIS S 3200-5：1997(水道用器具―負圧破壊性能試験方法)＞

b) 臭気・害虫侵入防止

排水管内の臭気や害虫が入り込まないように排水トラップを設けること。なお、排水トラップは、自浄作用があるものであること。

＜例示仕様＞

「排水トラップ」は、Ｓトラップ又はＰトラップで、かつ封水深が50㎜以上とする。

（1.2.4 火災に対する安全性の確保）

1.3 耐久性の確保

a) ディスポーザの耐久性

ディスポーザを40秒間運転し停止させ、これを16,500回繰り返し、各部からの漏水や異音の発生がなく、かつ絶縁抵抗値が1MΩ以上であること。

＜試験：別冊BLT WG-07「ディスポーザの耐久性試験」＞

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。

b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。

b) 小型化、軽量化、部品設計の工夫等により、材料の使用量を削減していること。

c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。

d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること

2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。

e) 表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。

f) 地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、

その内容を明確にすること。

a) 梱包材料の使用量を削減していること。

b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。

c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。

d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。

e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a)厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。

b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1) 材料ごとの分離が容易であること。

2) 再資源化が容易な材料を使用していること。

3) 種類ごとに材料名の表示があること。

4) 再資源化を実施していること。

b) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次のa)又はb)により生産管理が行われていること。

a) ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持されていること。

b)次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

1) 工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

① 工場の概要

ⅰ）工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等
ⅱ）工場の従業員数
ⅲ）優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

② 作業工程

ⅰ）工程（作業）フロー

2）品質管理

以下の方法により品質管理が行われていること。

① 工程の管理

ⅰ）商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。

ⅱ）工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。

② 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。

③ 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。

④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。

⑤ 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。

ⅰ）製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項
ⅱ）製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項
ⅲ）製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
ⅳ）外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項
ⅴ）苦情処理に関する事項

3）その他品質保持に必要な項目

①品質管理が計画的に実施されていること。

②品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。

③品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a)保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b）無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1）排水管・継手類の瑕疵（施工の瑕疵を含む）については５年以上

2）排水処理槽の瑕疵（施工の瑕疵を含む）については３年以上

3）その他の部分の瑕疵（施工の瑕疵を含む）については、２年以上

運用方針：
無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

a)製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

a)一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること。

b) 排水トラップは、閉塞時などに取外しが可能なこと。

c) 排水管には、SHASE-S 206-2000（給排水衛生設備規準・同解説）の規定に従って掃除口が設置されていること。

d)器具排水管は、直管とすること。

e)ディスポーザや取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。

f) 排水処理槽は、汚泥等の引き抜きができる構造であること。

g) 故障時等の連絡先がディスポーザに明記されていること。

h) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。

i) 維持管理のための要領書等を有することとし、以下の項目について最低限明示されていること。

①ディスポーザ本体に関するメンテナンス方法

②取り替えパーツの交換頻度の目安

③異常時の対処方法

④排水配管部の年１回以上の定期点検、並びに必要に応じ高圧洗浄の実施

⑤排水処理部の保守点検（汚泥の引き抜き方法等）、清掃、水質分析方法

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a)構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。

b)主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

1)住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。

2)1)の条件のもと、製品の設計耐用年数を設定していること。

c)取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a)消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b)消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、次の内容を明確にしていること。

a)メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。

b)メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

c)有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

d)緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

住宅部品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

a)少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。

1)ディスポーザの各寸法及び質量

2)排水処理装置の各寸法

3)排水管の口径及び勾配

2.3.2 施工方法･納まり等の明確化

次のような施工方法･納まり等に関する事項について明確になっていること。

a)当該部品の施工方法･納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。

b)標準的な施工方法･納まりである場合は、標準的な施工方法･納まり等以外の方法について、必要な注意事項及び禁止事項が明確になっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも製品に関する次の基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a)ディスポーザの必要給水量

b)ディスポーザの定格消費電力

c)ディスポーザの運転方式

d)ディスポーザの各寸法

e)ディスポーザの質量

f)排水処理装置の材質

g)排水処理装置の流入水質及び放流水質

3.2 使用に関する情報提供

a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

1)誤使用防止のための指示・警告

2)事故防止のための指示・警告

3)製品の使用方法

①処理対象外品の品名

②手動給水式の場合、ディスポーザ稼動時の必要給水量及び必要給水時間

4)使用者が維持管理するべき内容

5)日常の点検方法

①一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項

6)故障・異常の確認方法及びその対処方法

7)ディスポーザ本体の噛み込み時の対処方法

8)製品に関する問い合わせ先

9)消費者相談窓口

b) 無償修理保証の対象及び期間を記載したわかりやすく表現された保証書又はこれに相当するものが、所有者に提供されること。

c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

d) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切ではがれにくいこと。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法

b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間

c) 有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容

d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

3.4.1 施工説明書

少なくとも施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a) 施工の範囲及び手順

1)ディスポーザから排水処理槽までの全ての構成部品の加工・組立・取付

2)配管・配線の接続

b) 施工上の留意事項等

1)取付下地の確認

2)現場での加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点

3)取付後の検査及び仕上げ

4)配管施工の方法、留意点（SHASE-S010-2000（空気調和・衛生設備工事標準仕様書）の規定に準拠することを明記。）

5)排水管接続の留意点（トラップ桝への接続禁止を明記。）

6)排水処理装置からの臭気対策に対する留意点

7)電気設備の留意点（アース及び漏電遮断器を設けることを明記。）

8)土工事の留意点

c) 関連工事の留意事項

1) 取付下地の要件及び施工方法

2) その他関連工事の要件

d) 品質保証に関する事項

1)施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2)保険の付保に関する事項

①当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。

②施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行なったものは、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

運用方針：

・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。

なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

3.4.2 設計マニュアル

設計者向けの説明書等適切に設計するための書類（マニュアル等）が整備され、設計者に提供されること。なお、当該書類には、配管設計の方法、留意点（SHASE-S 206-2000の規定に準拠することを明記。）が最低限明示されていること。

Ⅲ．附則

１．この標準的評価方法基準（ディスポーザ排水処理システム ＢＬＥ ＷＧ：２００５②）は、２００５年１２月２８日から施行する。

２．この標準的評価方法基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この標準的評価方法基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の標準的評価方法基準を適用しないものとする。